

競技者登録規程

特定非営利活動法人 日本パラクレー射撃連盟

(目的)

第1条 この規程はパラクレー射撃競技に参加する競技者の登録を特定非営利活動法人日本パラクレー射撃連盟（以下「当連盟」という）に行う手続きを明らかにし、併せて登録競技者として果たすべき責任と役割を明確に定義することを目的とする。

(競技者の遵守事項)

第2条 パラクレー射撃競技に参加する競技者は、フェアプレー精神とマナーを尊重してパラクレー射撃競技の普及と発展に貢献し、最善を尽くさなければならない。

2 競技者は関連する当連盟の各規程に従わなければならない。

3 競技者は、いかなる理由であってもドーピングに関与してはならず、また当連盟のアンチ・ドーピング規程を遵守しなければならない。

4 競技者は、反社会的勢力との関わりを一切持つてはならない。

(競技者登録)

第3条 当連盟が主催、または公認した大会に出場しようとする競技者は、事前に当連盟に登録をしなければならない。

(登録手続・登録料)

第4条 競技者登録手続は、当連の定める入会手続を行い、会費を支払うことで完了する。

(登録期間)

第5条 登録競技者資格の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(競技者登録証)

第6条 当連盟は、登録が完了した競技者に対して競技者登録証を発行し交付する。

(誓約書の提出)

第7条 競技者は、登録にあたり誓約書（強化指定選手等行動規範）を当連盟に提出しなければならない。

(商業行為等の事前承認)

第8条 登録競技者は、下記の行為をする場合、原則として事前に当連盟に届け出て承認を得なければならない。ただし、競技者個人のSNSによる発信はこの限りでない。

(1) メディア媒体の種類を問わず取材への対応および広告への露出。

(2) 使用する競技用ユニフォームまたは用具に対して公認された社名、商標、社章以外の広告物の掲示。

- (3) 講習会、講演会への出演。
- (4) 映画、演劇、放送、雑誌、新聞などの座談会への出演。

(競技者の肖像権)

第9条 当連盟は登録競技者の肖像などを撮影した写真、映像などを当連盟のウェブサイト及び当連盟もしくは日本パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、当連盟が承認する地方自治体や競技団体などが使用するメディア媒体などに限って使用することができる。登録競技者は登録時に本規程に添付された**承諾書**を提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 登録競技者の個人情報は、当連盟がパラスポーツおよびクレ射撃の普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。登録競技者の氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、戦績・ポイント、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEBサイト等にて公開される。

2 前項以外の個人情報についても、当連盟が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するために、国際スポーツパラ射撃連盟（WSPS）、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当連盟理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。

3 当連盟は、前二項以外の目的で競技者の個人情報を当該競技者の事前承諾なしに第三者に開示することをしてはならない。

(違反処分)

第11条 この規程に違反した登録競技者に対しては、当協会倫理委員会及び理事会の決議を経て次の違反処分を科す。

- (1) 登録競技者資格の剥奪
- (2) 登録競技者資格の停止
- (3) 競技会への出場停止
- (4) 期間を定めた競技会への出場停止
- (5) 始末書の提出

(本規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

<附則>

- ・本規程は、2026年1月5日から施行する。